



佐賀県公報

平成16年
12月27日
(月曜日)
第 12551号

市郡別	市町村名	定 数	左のうち主任児童委員の定数
	佐賀市	336	38
	唐津市	326	38

四 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○民生委員の定数

○第二種漁港の所在地及び区域の変更

○ " "

○第一種漁港の指定の廃止

公 告

○平成十七年歯科技工士試験の実施

○大規模小売店舗の新設に関する公示

○佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

○土地改良区役員の就任届

○ 告 示

●佐賀県告示第七百六十一号

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条の規定により民生委員の定数を次のように定め、平成十七年一月一日から施行する。

なお、民生委員の定数（平成十六年佐賀県告示第六百九十八号）は、平成十六年十一月三十一日限り廃止する。

平成十六年十一月二十七日

佐賀県知事 古川康

市 郡	市 町 村 名	定 数	左のうち主任児童委員の定数
市	多々久市	79	10
伊万里市	162	22	
武雄市	92	14	
鹿島市	95	12	
諸富町	25	2	
川副町	48	4	
東与賀町	20	2	
久保田町	18	2	
大和町	50	2	
富士町	27	2	
神埼町	39	2	
千代田町	26	2	
三田川町	21	2	
東脊振村	16	2	
脊振村	11	2	
三瀬村	10	2	
基山町	34	2	

平成16年12月27日(月)

佐賀県公報

三 養 基 郡	中 原 町	2 1	2
	北 茂 安 町	2 7	2
	三 根 町	2 0	2
	上 峰 町	2 1	2
小 城 郡	小 城 町	3 3	2
	三 日 月 町	2 2	2
牛 津 町	2 0	2	2
芦 刈 町	1 6	2	2
東 松 郡	七 山 村	1 1	2
浦 郡	玄 海 町	1 9	2
西 松 郡	有 田 町	3 4	2
浦 郡	西 有 田 町	2 5	2
山 内 町	2 6	2	2
杵 島 郡	北 方 町	2 4	2
	大 町 町	3 0	2
郡	江 北 町	2 6	2
	白 石 町	7 2	6
藤 津 郡	太 良 町	2 9	2
	塙 田 町	3 0	2
嬉 野 町	4 4	2	2

漁港法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十八号）附則第二条第一項の規定によつて、漁港を指定する件等の一部を改正する件（平成十四年農林水産省告示第四百七十二号）による改正前の漁港指定（昭和一十六年農林省告示第三百一十七号）における知事が指定したとみなされた第二種名護屋漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基づき次のように変更し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十一月一十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県告示第七百六十四号

漁港法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十八号）附則第二条第一項の規定によつて、漁港を指定する件等の一部を改正する件（平成十四年農林水産省告示第四百七十二号）による改正前の漁港指定（昭和一十六年農林省告示第三百一十七号）における知事が指定したとみなされた第二種小川島漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基づき次のように変更し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十一月一十七日

佐賀県知事 古 川 康

所在地の欄中「東松浦郡呼子町」とあるのは、「唐津市」と、区域の水域の欄中「呼子町大字小川島」とあるのは、「唐津市呼子町小川島」と、「同町大字小川島」とあるのは、「同市呼子町小川島」とする。

●佐賀県告示第七百六十五号

漁港法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十八号）陸賃第11条第1項の規定により、漁港を指定する件等の一部を改正する件（平成十四年農林水産省告示第四百七十一号）による改正前の漁港指定（昭和二十七年農林省告示第一百三十号）の上に於て知事が指定したのみなされた第一種廻り江漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第五項の規定に基づき次のようになつて変更し、平成十七年一月一日より適用する。

平成十六年十一月一十七日

佐賀県知事 古川 康

所在地の欄中「杵島郡錦江村大字廻り江」であるのは、「田口町」である。
区域の水域の欄中「錦江村」であるのは、「杵島郡白石町」である。

●佐賀県知事第七百六十六号

第一種漁港の指定（平成十一年佐賀県告示第五百八十四号）が、平成十六年十一月三十一日限り廃止する。

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成17年歯科技工士試験を次のとおり行います。

平成16年12月27日

佐賀県知事 古川 康

2 試験の場所

九州環境福祉医療専門学校（鳥栖市古野町176番地の8）

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者

- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者

- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

4 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

(2) 實地試験

歯科技工実技

5 試験方法

学説試験は筆記により、実地試験は実技により行います。

6 受験願書受付期間

平成17年1月17日(月)から同年1月21日(金)まで(郵送の場合は、同年1月21日の消印のあるものまで受け付けます。)

7 受験願書の提出先

佐賀県健康福祉本部医務課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番

- (1) 学説試験 平成17年2月16日(水)午前9時から午後4時30分まで

- (2) 實地試験 平成17年2月17日(木)午前9時から午後4時30分まで

8 提出書類

(1) 所定の様式の受験願書

(2) 3の(1)又は(2)に該当する者のうち、卒業した者にあっては卒業証明書、卒業見込みの者にあっては卒業見込み証明書(平成17年3月14日までに卒業証明書を提出すること。)、3の(3)に該当する者にあっては歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3の(4)に該当する者にあっては外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真2枚(出願前6月以内に上半身、脱帽、無背景及び正面で撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの)

9 受験手数料

受験手数料36,000円を受験申込みの際、佐賀県収入証紙により納入してください。ただし、郵送により出願する場合は、定額小為替(受取人を指定しないこと。)を添付し、書留としてください。

なお、一度納入した手数料は、返還しません。

10 合格発表等

合格者については、平成17年3月18日(金)に佐賀県庁玄関前の掲示板に

その受験番号を掲示します。

なお、合格者には合格証書を交付します。

11 試験結果に係る個人情報の簡易開示

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定に基づき、この試験について、受験者は次により自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができます。

- (1) 開示を行う期間 合格発表の日から1箇月間
- (2) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課

(3) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点
なお、本人であることを証明するために、受験票を持参してください。

12 その他

(1) 受験票は、試験の当日必ず持参してください。

(2) 受験願書は、佐賀県健康福祉本部医務課において交付します。

(3) 受験手続その他この試験に関する詳細については、佐賀県健康福祉本部医務課(電話 0952-25-7073)に問い合わせてください。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条

第1項の規定により次のことおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年12月27日

佐賀県知事 古川康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)サンキ鳥栖店

鳥栖市弥生が丘一丁目9番

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社三喜

代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町2番8号

イ 大規模小売店舗において小売業を行なう者
株式会社三喜

代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町2番8号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成17年7月30日	(1) 縦観場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,495平方メートル	(2) 縦観期間 平成16年12月27日から
(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	平成17年4月26日まで
ア 駐車場の位置及び収容台数 建物西側 113台	4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦観期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。
イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 76台	
ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 60.0平方メートル	
エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側 16.2立方メートル	
(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前10時から午後9時まで	
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで	
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北側 1か所	
建物敷地南側 1か所	
合 計 2か所	
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで	
2 届出年月日 平成16年11月29日	
3 関係書類の縦覧	

漁業就業者数は約2,100人、さらに流通、加工関係への就業者が約3,000人となっており、当地域では水産業が重要な産業のひとつとなっている。

(2) 有明海地域

有明海の湾奥部に位置し、最大6メートルにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が広がる。干潟は、筑後川などの河川の河口域を中心に発達しており、これらの河川によって大量の栄養塩が運び込まれるため肥沃度が高い。

このため、貝類を中心として多くの生物が高密度に棲息しており、エツ、ムツゴロウなど特異な環境に適応した独特の生物が数多く棲息している。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力をしており、のり養殖の生産額は全国第1位となっている。

漁業就業者数は約4,100人にのぼり、水産業が地域経済の大きな柱のひとつとなっている。

2 近年の養殖業を除く漁獲の動向は、周辺海域の資源の減少などの影響により、全体としては減少傾向であり、中高級魚介類も減少傾向を示している。

このため、総生産額は減少傾向を示しており、漁業者の経営は厳しい状況にある。このような状況が続けば、漁業者の減少はさらに続き、また、県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このため、県では從来から「つくり育て、管理する漁業」を推進しており、

栽培漁業、資源管理型漁業の推進など、種々の海洋生物資源の保存、管理措置を講じているところである。この結果、漁業者の意識改革もみられ、くるまえび、まだい、ひらめ、うに、あわびなど魚介類の保存及び管理が図られるようになっているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、特定の魚種については漁獲可能量制度を導入することとし、国の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理制度を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度により資源を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行ついくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、年齢組成等資源の内容、資源をとりまく環境等についての、より詳細な科学的数据又は知見が必要である。したがって当初データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るために、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 なお、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても從来からの資源管理型漁業を推進していくとともに、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

7 本県では該当魚種について県外からの入漁はないが、入漁を受け入れるようになった場合には、漁獲可能量制度について、他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成16年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成16年1月～12月	若干
【まさば及びごまさば】	平成16年1月～12月	若干
【するめいか】	平成16年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成17年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成17年1月～12月	若干
【まさば及びごまさば】	平成17年1月～12月	若干
【するめいか】	平成17年1月～12月	若干

第1種特定海洋生物資源

管理の対象となる期間

漁獲可能量

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、今後とも「つくり育て、管理する漁業」を推進し、種苗放流による資源の添加や小型魚の保護等の取組を進めることとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白石土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成16年12月27日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事 〃	橋口 嘉明 溝口 穂毅	杵島郡北方町大字大渡3201番地口 〃 有明町大字辺田61番地の4	平成16年12月7日 〃

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に關し実施すべき施策に關する事項

【まあじ、まさば及びごまさば】

まあじ、まさば及びごまさばを漁獲対象とする漁業は、中型まき網（1そうまき）、いわしき網があるが、本県に定められた数量が若干であることから協定制度等による管理は行わない。しかし、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については中型まき網は現状どおり、いわしき網は現状どおりを目標として、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかを漁獲対象とする漁業は、いか釣り漁業があるが、本県海域ではするめいかの漁場が形成されず、混獲による採捕が行われている。本県に定められた数量は若干であり、協定制度等による管理は行わないが、漁獲実績を把握し、現状の操業実態にあった管理を行うことにより、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に關する事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

申購
込先
料
一か年二八、八〇〇円(送料共
佐賀県経営支援本部総務法制課)

平成十六年十二月二十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)